

計量法（平成4年法律第51号）第134条第3項の規定に基づき、特定標準器の指定の一部を取り消したので、同法第159条第17号の規定に基づき公示する。

令和7年6月23日

計量法第134条第3項の規定に基づき、指定の取消しを行う計量器

グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置であって、国立研究開発法人産業技術研究所が保管するもの（吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であって1グレイ以上200グレイ以下の一定の水吸収線量（公称加速電圧が6メガボルト、10メガボルト及び15メガボルトで加速された電子により生じた光子線の水吸収線量をいう）にかかるものに限る）